

A 国民健康保険 (75歳未満の方)

手続き① 国民健康保険に加入していた

手続き詳細	申請者
死亡日の翌日で自動的に喪失するため、手続きは不要です。	なし
	問い合わせ先 国保年金課 こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554 または、 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114
必要なもの	期 限
なし	期限なし

手続き② 国民健康保険に加入していた

窓口

手続き詳細	申請者
保険料に未納がある場合は、ご相談ください。また、保険料に過不足が生じた場合は、翌月以降に、通知書をお送りします。	相続人
	問い合わせ先 収納課納付相談係 ☎ 03-5984-4547
必要なもの	期 限
お問い合わせください	※お早めにご相談ください

手続き③ 国民健康保険被保険者証・高齢受給者証を持っていた

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>医療機関でのお手続きがすべて完了した後に、郵送または窓口でご返却をお願いします。</p> <p>郵送の場合は、「〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所こくほ資格係」宛てにお送りください。</p> <p>窓口の場合は、区役所本庁舎3階こくほ資格係、石神井庁舎2階こくほ石神井係またはお近くの区民事務所にお立ち寄りの際にご返却ください。</p>	<p>申請者</p> <p>どなたでも可</p> <p>問い合わせ先</p> <p>国保年金課 こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554</p> <p>または、 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証・高齢受給者証</p>	<p>期 限</p> <p>期限なし</p>

手続き④ 葬祭費の支給を受けたい

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方(喪主)に葬祭費(70,000円)が支給されます。</p>	<p>申請者</p> <p>葬儀を行った方(喪主)</p> <p>問い合わせ先</p> <p>国保年金課 こくほ給付係 ☎ 03-5984-4553</p> <p>または、 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 葬儀を行った方(喪主)の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬礼状</p> <p><input type="checkbox"/> 葬儀を行った方(喪主)名義の銀行等の口座がわかるもの</p>	<p>期 限</p> <p>葬儀を行った日の翌日から2年間</p>

1. 保険・年金関係

A 国民健康保険(75歳未満の方)

手続き⑤ 世帯主が亡くなった

手続き詳細	申請者
世帯主変更の手続き(P20)がお済みの場合は、自動的に新しい被保険者証が送付されます。	なし
	問い合わせ先
	国保年金課 こくほ資格係 ☎ 03-5984-4554 または、 こくほ石神井係 ☎ 03-3995-1114
必要なもの	期 限
なし	期限なし

手続き⑥ 高額療養費の申立て申請

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	相続人
	問い合わせ先
	国保年金課 こくほ給付係 ☎ 03-5984-4553
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 預金通帳等(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 戸籍(必要な方のみ)	診療月の翌月1日から2年間

1. 保険・年金関係

B 後期高齢者医療制度 (75歳以上の方)

手続き① 後期高齢者医療制度に加入していた

手続き詳細	申請者
死亡日の翌日で自動的に喪失するため、手続きは不要です。	なし
	問い合わせ先 国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587
必要なもの	期 限
なし	期限なし

手続き② 後期高齢者医療制度に加入していた

窓口

手続き詳細	申請者
保険料に未納がある場合は、ご相談ください。 また、保険料に過不足が生じた場合は、翌月以降に、通知書をお送りします。	相続人
	問い合わせ先 国保年金課 後期高齢者保険料係 ☎ 03-5984-4588
必要なもの	期 限
お送りする通知書をご確認ください	お送りする通知書をご確認ください

MEMO

.....

.....

.....

.....

手続き③ 後期高齢者医療被保険者証

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
医療機関でのお手続きがすべて完了した後に、郵送または窓口でのご返却をお願いします。 郵送の場合は、「〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区役所こくほ資格係」宛てにお送りください。 窓口の場合は、区役所本庁舎2階後期高齢者医療窓口、石神井庁舎2階こくほ石神井係またはお近くの区民事務所にお立ち寄りの際にご返却ください。	どなたでも可
	問い合わせ先
	国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	期限なし

手続き④ 葬祭費の支給を受けたい

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を行った方(喪主)に葬祭費（70,000円）が支給されます。	葬儀を行った方（喪主）
	問い合わせ先
	国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 葬儀を行った方（喪主）の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬礼状 <input type="checkbox"/> 葬儀を行った方（喪主）名義の銀行等の口座がわかるもの	葬儀を行った日の翌日から2年間

MEMO

1. 保険・年金関係

B 後期高齢者医療制度 (75歳以上の方)

手続き⑤ 高額療養費の申立て申請

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	相続人
	問い合わせ先 国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 預金通帳等 (相続人のもの) <input type="checkbox"/> 申立書 <input type="checkbox"/> 印鑑 (相続人のもの)	2年間以内

手続き⑥ 送付物の送付先変更をしたい

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
後期高齢者医療制度における送付物については、被保険者の住民票上の住所へ送付しています。ご逝去により登録住所にどなたもお住まいでない場合や、ご事情によりそれ以外の住所への送付を希望される場合には、手続きが必要です。	相続人
	問い合わせ先 国保年金課 後期高齢者資格係 ☎ 03-5984-4587
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類	速やかに

C 介護保険

手続き① 介護保険に加入していた（資格喪失の届出）

手続き詳細	申請者
戸籍の届出（死亡届）が済んでいれば、その情報を介護保険課でも共有しますので、資格喪失の届出は不要です。	なし
	問い合わせ先 介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4592
必要なもの	期 限
なし	期限なし

手続き② 介護保険に加入していた（保険料について）

窓口

手続き詳細	申請者
保険料に未納がある場合は、ご相談ください。また、保険料に過不足が生じた場合は、後日、通知書をお送りします。	相続人
	問い合わせ先 介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4592
必要なもの	期 限
なし	速やかに

MEMO

1. 保険・年金関係

C 介護保険

手続き③ 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
練馬区役所にご返却ください。返却方法は、介護保険課（練馬区役所 東庁舎4階）もしくはお近くの区民事務所、地域包括支援センターに返却のほか、郵送で送付していただいても構いません。 【郵送先】 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 介護保険課資格保険料係	どなたでも可
	問い合わせ先
	介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4592 給付係 ☎ 03-5984-4591
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> (お持ちの場合) 介護保険負担割合証	期限なし ※練馬区以外の各種お手続きで使用する可能性があります。各種お手続きが完了した後にご返却ください。

手続き④ 送付物の送付先変更をしたい

窓口・郵送

手続き詳細	申請者
介護保険に係る書類は、被保険者の住民票上の住所へ送付しています。ご事情によりそれ以外の住所への送付を希望される場合には、手続きが必要です。 ただし、申請者および送付先には一定の条件があります。条件および手続き等の詳細は練馬区ホームページ「介護保険 送付先設定（解除）申請書」をご確認ください。	
	問い合わせ先
	介護保険課 資格保険料係 ☎ 03-5984-4592
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の本人確認書類の写し <input type="checkbox"/> 送付先となる方の本人確認書類の写し	速やかに

D 国民年金

手続き① 国民年金を受給せずに亡くなった

窓口・郵送（事前にご連絡ください）

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなった方の年金の加入状況等により必要な手続きが異なりますので、国民年金係へお問い合わせください。</p>	<p>申請者</p> <p>状況により異なるのでお問い合わせください</p> <p>問い合わせ先</p> <p>国保年金課 国民年金係 ☎ 03-5984-4561</p> <p>※手続き内容により、年金事務所での手続きになる場合があります。</p> <p>※国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた方は、P.39をご覧ください。</p>
<p>必要なもの</p> <p>事前にご連絡ください</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類および個人番号確認書類 <input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書(請求者・死亡者) <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳 <input type="checkbox"/> 住民票(請求者・死亡者) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <p>※手続き内容により必要なものが異なりますので、来庁前に電話でお問い合わせください。</p>	<p>期 限</p> <p>速やかに</p>

MEMO

1. 保険・年金関係

D 国民年金

手続き② 障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給していた

窓口・郵送(事前にご連絡ください)

手続き詳細

未支給年金の請求手続きが必要です。

申請者

年金を受けていた方が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていた、「(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹(7)その他(1)～(6)以外の3親等内の親族」です。
未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。

問い合わせ先

国保年金課
国民年金係
☎ 03-5984-4561

※手続き内容により、年金事務所になる場合があります。
※国民年金・厚生年金・共済年金を受給していた方は、P.39をご覧ください。

必要なもの

事前にご連絡ください

- 本人確認書類および個人番号確認書類
- 年金手帳または基礎年金番号通知書(請求者・死亡者)
- 請求者名義の通帳
- 住民票(請求者・死亡者)
- 戸籍謄本

※手続き内容により必要なものが異なりますので、来庁前に電話でお問い合わせください。

期 限

速やかに